**予　防　規　程**

（　一　般　用　）

（会 社 名）

|  |
| --- |
|  |

（設置場所）

|  |
| --- |
|  |

**（　　　　　　　　　　　　）予防規程**

**第１章　総則**

（目的）

第１条　この規程は、消防法第１４条の２に基づき、（　　　　　　　　　　　）事業所（以下「当所」という。）における危険物の取り扱い作業その他防火管理に必要な事項について定め、もって火災、危険物の流出、震災等の災害の発生を防止することを目的とする。

（適応範囲）

第２条　この規程は、当所全域及び当所に出入りするすべての者に適用する。

２　この規程は、当所内に複数の危険物施設がある場合すべてを一として作成し、危険物製造所等の位置、名称を記載した配置図及び当該施設一覧表（別紙１）を添付するものとする。

（遵守義務）

第３条　当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

（告知義務）

第４条　当所の従業員は、当所に出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

（規程の改正）

第５条　当所の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、この規程を改正しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者等の意見を尊重し、火災予防上支障のないようにしなければならない。

２　所有者等は、この規程を改正したときは、岐阜市長に変更の申請をして認可を受けなければならない。

**第２章　保安の役割分担**

（組織）

第６条　当所における安全管理を円滑、かつ効果的に行うため、別表２のとおり保安の役割分担を定めるものとする。

２　所有者等は、危険物保安監督者が旅行、疾病その他の事故等によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者を危険物取扱者（甲種又は乙種危険物取扱者に限る）の中から、あらかじめ指定しておかなければならない。

（所長の責務）

第７条　所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに、施設が適正に維持管理されるように努めなければならない。

（危険物保安監督者の責務）

第８条　危険物保安監督者は、消防法令を遵守するとともに、この規程の定めるところにより危険物の保安の維持確保に努めなければならない。

（危険物取扱者の責務）

第９条　危険物取扱者は、消防法令を遵守するとともに、この規程の定めるところにより危険物の貯蔵及び取り扱い作業の安全の維持確保に努めなければならない。

（従業員の遵守事項）

第１０条　従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適切な危険物の取り扱い作業及び危険物施設の維持確保に努めなければならない。

**第３章　危険物の貯蔵及び取扱の基準等**

（貯蔵及び取扱基準）

第１１条　危険物を貯蔵、又は取り扱う場合は、消防法令の定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

①　危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。

②　移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業、移動タンク貯蔵所への充てん作業は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類、数量を確認し、危険物のもれ、あふれ又は飛散しないように監視し、その場を離れないこと。

③　火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等はみだりに使用しないこと。

④　危険物取扱業務、自動車等の転回、危険物の荷卸し又は充てん作業の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

1. 危険物取扱者が不在となる場合は、給油業務は行わないこと。
2. 貯蔵及び取扱作業においての危険要因の把握と危険要因に対する対策をすること。

（給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項）

第１２条　危険物の荷卸し又は充てん以外の業務を行う場合は、業務の支障とならないよう細心の注意を払うことのほか、特に次の事項に留意しなければならない。

①　危険物の荷卸し又は充てんと関係ない者をもっぱら対象とするような業務を行わせないこと。

②　休日等業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するためにロープ、チェーン等を展張すること。

③　喫煙は、定められた場所で行い、終業時には吸い殻を消火したことを確認し、所定の場所に廃棄する。

**第４章　点検及び検査その他安全管理**

（危険物施設の点検）

第１３条　危険物施設の構造及び設備を適正に維持管理するために、消防法第１０条第４項の技術上の基準に照らし、毎日、定期、臨時点検を実施しなければならない。

２　（　　　　　　　　　）を点検責任者として定め、前項の点検を実施しなければならない。

３　点検責任者は、第１項の規定に基づく点検の結果、構造及び設備等に異常を発見した場合には、使用禁止等の表示をする等適切な処置を行うとともに、所長に報告しなければならない。

４　点検責任者は、第１項の規定に基づく点検を実施したときは、点検記録簿に結果を記録し、これを保存しなければならない。

（改修、補修）

第１４条　危険物施設の改修、補修等を行うときは、その内容に応じて必要な手続きをしなければならない。

２　前項の工事を行う場合は、工事が安全かつ適正に行われるよう危険物保安監督者が立ち会い、工事関係者に対して必要な指示をするなど、安全対策を講じなければならない。又これらの工事を行う場合の参考とするため、許可証等の書類及び図面等を整備し、保存しなければならない。

３　改修、補修等の工事中の危険要因の把握とその危険要因に対する対策をすること。

**第５章　火災等災害時の措置**

（自衛の消防組織）

第１５条　所長を自衛消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は別表３のとおりとする。

（事故時の措置及び消火活動等）

第１６条　事故時の措置及び消火活動等は次のとおりとする。

①　火災の発生又は危険物の流出等を覚知した者は、直ちに当所内の者に知らせること。

②　火災、危険物の流出等が発生した場合には、自衛消防隊長の指揮の下に、直ちに初期消火、避難誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を講ずること。

③　危険物が当所外に流出し、又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出・拡大の防止、回収等の応急措置を講ずること。

（地震発生時の措置）

第１７条　地震が発生したときは、直ちに危険物の取り扱い作業及び火気設備・器具の使用を中止しなければならない。なお、施設の使用再開にあたっては、十分に点検を行い、安全を確認すること。

２　大規模地震対策特別措置法に規定する地震警戒宣言発令時には、別表４に定める任務分担により活動すること。

**第６章　教育及び訓練**

（保安教育）

第１８条　所長は従業員に対し、別表５により保安教育を実施するものとする。

（訓練）

第１９条　訓練は、総合訓練、部分訓練とし、総合訓練は年１回以上、部分訓練は年２回以上とし次により行うこと。

①　総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させて行うほか、危険物取扱作業の緊急停止及び危険物の拡散防止、防災活動訓練等について総合的に行うこと。

②　部分訓練は、消火訓練及び地震に係る訓練等について行うこと。

附則　　この規程は、　　　年　　月　　日から施行する。

別紙１

|  |
| --- |
| 配置図 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 |  製造所区分 |  許可番号 |  許可年月日 |  危険物品名、数量等 |
|  １ |  |  |  |  |
|  ２ |  |  |  |  |
|  ３ |  |  |  |  |
|  ４ |  |  |  |  |
|  ５ |  |  |  |  |

別表２

**保安体制組織図**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  所　　　　　　長 |  危険物保安監督者 |  危険物取扱者 |  従業員 |
|  | 職務代行者（　　　　　　　） |  |  |

　　・氏名を記入すること。

　　・危険物保安監督者の職務代行者は氏名を（　　）内に記入する。

別表３

**自衛消防隊組織図**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  自 衛 消 防 隊 長 | （氏名　　　　　　　　）・災害活動全般の指揮及び災害の拡　　　　　　　　　　　　　大防止に関すること（氏名　　　　　　　　）・消防機関への通報、所内外関係者　　　　　　　　　　　　　への連絡（氏名　　　　　　　　）・消防隊の誘導、情報提供　顧客の　　　　　　　　　　　　　避難誘導（氏名　　　　　　　　）・初期消火、危険物の流出・拡大防　　　　　　　　　　　　　止措置 |
|  |  |
|  |  |  通報・連絡班 |
|  |  |
|  |
|  避難・誘導班 |
|  |  |
|  |  |
| 消火応急措置班 |
|  |
|  |

別表４

**大規模地震警戒宣言発令時の任務分担**

|  |  |
| --- | --- |
| 給油業務等 | ・給油業務は原則として停止する。（やむを得ず業務を行う場合　は、地震発生時直ちに必要な措置がとれるようにして行うもの　とする）・当所内に駐車中の車両のサイドブレーキを確認する。・陳列棚、付随設備等の移動及び転倒防止措置を行う。・看板等の固定部分の安全確認を行う。・地震情報に基づき、給油業務を中止する旨の掲示を行う。 |
| 専用タンクヘの危険物の荷卸し | ・移動タンク貯蔵所から専用タンクヘの危険物の荷卸し作業は原　則として停止する。・元売り先へ危険物の荷卸し業務を停止する旨の連絡を行う。・注油口、検尺口等の蓋の閉鎖を確認する。 |
| 計量器等の点検 | ・計量器の固定の確認を行う。・懸垂式計量器のホース及びノズルの固定状況の確認を行う。・消火器、防災資機材等を点検し、必要箇所への配置を行う。・定期点検箇所の再確認を行う。 |
| 火気使用設備等の点検 | ・原則として火気の使用を停止する。・ガスの元栓の閉鎖、可燃物の整理状況について確認する。 |
| 建築物等の点検 | ・必要に応じてガラス等をテープ等により補強する。・出入口、階段等に障害物がないか確認する。 |
| 活動体制の確立 | ・従業員個々の任務分担の再確認をする。・休日、夜間等は従業員を召集し緊急時に対応可能な体制を早期　に確立する。 |
| 防災資機材等の保管（）内に個数を記入 | ・ロープ　（　　　　　　）　・携帯ラジオ（　　　　　　）・懐中電灯（　　　　　　）　・ヘルメット（　　　　　　）・油吸着材（　　　　　　）　・乾燥砂　　（　　　　　　）その他必要なもの |

別表５

**保安教育要領**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　対象者 | 　実施時期 | 　　　　　　　　内　　　　　容 |
| 　全従業員 |  　　　回／年 | ①　予防規程の周知徹底②　火災予防上の遵守事項③　安全作業等に関する基本的事項④　各自の任務、責任等の周知徹底⑤　地震対策に関する事項⑥　その他 |
| 　新入社員 | 　入　社　時 |